

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
12-(1)	資金移動業者による受取証書の交付義務の見直し	受取証書の交付における書面原則を転換し、受取証書の交付は、顧客の要望にかかわらず書面による交付または電磁的方法による提供のいずれも認められるようにすべき。	<p>(a)規制の現状 資金移動業者に関する内閣府令（以下「府令」という）によれば、資金移動業者は、顧客からそのサービス（為替取引）にかかる資金を受領した場合、顧客が予め電磁的方法により書面の交付を受けることについて承諾している場合を除き、原則として、資金移動業者の商号及び登録番号や受領した資金の額、受領年月日を記載した書面を交付することが義務づけられている（府令30条第1項）。顧客があらかじめ承諾している場合には、電磁的方法による提供が認められるが（府令30条第3項、第4項）、後に顧客が承諾を撤回した場合には、以降電磁的方法による提供は認められない（府令30条第5項）。このため、事業者においては書面交付に備えた業務体制を常に維持するためのコストがかかり、利便性の高いサービスをより安価に提供する上で阻害要因となっている。</p> <p>(b)要望理由 そもそも府令30条による受取証書の書面交付は資金決済法51条に基づき利用者の保護等に関する措置の一つとして定められている。しかし、例えば、事業者が提供するサービスがインターネットを通じてのみ顧客に営業・勧誘・説明をするものである場合においては、利用者においてもインターネットを通じてサービスを利用することが想定され、受取証書を書面で交付しなくても、電磁的方法による提供を受けることで利用者保護に欠けることのない場合が考えられる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 そこで府令30条を改正し、事業者がインターネットを通じてのみ顧客に営業・勧誘・説明をするサービスである場合等、一定の事業またはサービスの特性を有する場合には、利用者の同意の有無に関わらず、事業者において受取証書の交付方法を電磁的方法によることを選択することが認められるようにすべきである。これにより、事業者においては自身の顧客の特性に応じてサービスを設計することができ、書面交付に関するコストの低減が可能となるため、利用者においてもより利便性の高いサービスをより安価に享受できるようになることが期待される。</p>	資金移動業者に関する内閣府令第30条
12-(2)	金融関連事業の兼業における届出・報告等にかかる手続の合理化	FinTechの進展をはかるため、銀行代理業、電子マネー（資金移動業と第三者型前払式支払手段発行業）、クレジットカード事業（包括信用購入あっせん業と貸金業）など、複数の監督当局に許可・登録等を要する事業を兼業する場合には、当該事業に係る届出・報告先を一本化できるようにする。	<p>(a)規制の現状 金融庁の所管する銀行法、金融商品取引法、資金決済法、貸金業法、経済産業省の所管する割賦販売法など、FinTechに関わる法規制において、その事業の許可、登録にかかる届出事項や報告事項は、その内容が重なるものが多い。したがって、これらの事業を兼業する場合には、同様の届出・報告事項について、届出書類や報告書類を作成して、各監督窓口それぞれ提出しなければならない。例えば、電子マネーで資金移動業と前払式支払手段を組み合わせた新しいサービスを展開する場合には、資金移動業の監督当局と前払式支払手段の監督当局の両方に、それぞれ同様の書面を作成して提出しなければならない。</p> <p>(b)要望理由 金融機関と金融関連IT企業がサービスを融合・連携するにあたり、金融庁や経済産業省など、各省庁の所管する事業の兼業によって新しい金融・金融関連ITサービスの発展をうながすべく、省庁・監督局の別にかかわらず、兼業する事業者における各サービスに関する届出・報告先を一本化することで、兼業する事業者の事務負担を軽減できる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 兼業する事業者による届出・報告先を一本化することは、事業者において兼業にかかる事務負担を削減できることに加え、行政においても届出・報告にかかる事務の効率化に繋がるものと考えられる。</p>	銀行法、金融商品取引法、資金決済に関する法律、貸金業法、割賦販売法
12-(3)	保険持株会社に内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能が集約可能であることの明確化	グループ全体としての適切な内部管理体制の確保を前提として、保険持株会社が、傘下の子会社の経営管理を専業に行う主体として、グループ子会社の内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能を担うことが可能であることについて、保険会社向けの総合的な監督指針等で明確化すること	<p>(a)規制の現状 現行の法令等においては保険会社単体を前提とした内部監査・コンプライアンス等の体制整備に係る規定が定められており、保険持株会社が、傘下の子会社の経営管理を専業に行う主体として、グループ子会社の内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能を担うことの可否が必ずしも明確でない。</p> <p>(b)要望理由 この点、保険持株会社は、子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に行う主体として認可されており（保険業法第271条の19）、また、仮に内部監査等を含む法令遵守態勢などに不備がある場合、子保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険持株会社に対し報告徴求・立入検査・業務改善命令等の監督措置が可能となっていること（保険業法第271条の27、28、29）や、企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を求められていること（会社法第362条）からすれば、保険グループ全体で一體的な内部管理体制を構築することには合理性があると考える。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 については、例えば「保険会社向けの総合的な監督指針」や「金融コングロマリット監督指針」にて、「保険持株会社がグループ内会社の法令等遵守態勢の役割・機能の一部を担う場合には、法令等遵守に係るグループの基本方針において両者の役割・機能の分担を明確にし、その役割・機能に沿った態勢整備を行う必要がある」といった規定を設けるなど、グループ全体としての適切な内部管理体制の確保を前提として、保険持株会社が、グループ子会社の内部管理機能を担うことが可能であることを明確化すべきである。</p>	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-2-1(5)、Ⅱ-1-2-2(5)、Ⅱ-1-2-3(5)、金融コングロマリット監督指針Ⅱ-3-1(1)

12-(4)	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	<p>保険会社や募集人がIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らのIT技術の活用度合いに合わせた多様なサービスを安心して享受する観点から、利用者の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備する。</p>	<p>(a)規制の現状          保険業法施行規則第227条の2第4項、第234条の21の2第2項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されており、また電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法などのみが認められている（施行規則第14条の10）。</p> <p>(b)要望理由          これに対し、銀行法では、預金者の承諾を得たうえで、電磁的方法により商品情報を提供することが例外なく認められている（銀行法施行規則第13条の3）。また、金融商品取引法でも同様の対応が認められたうえ（金融商品取引法第34条の2第4項）、金融商品取引業者等の電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載された記載事項を顧客が閲覧する方法等が許容されている（金融商品取引業等に関する内閣府令第56条）。</p> <p>以上を踏まえると、保険契約者等の選択肢拡大の観点からも、保険募集時に電磁的方法での提供が認められていない一部の書面について、保険契約者の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図ったうえで、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行う必要がある。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果          これにより、保険会社や募集人が情報端末等のIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、紛失防止や自己の情報端末による随時の閲覧が容易になるなどIT技術の活用度合いに合わせた多様なサービスを安心して享受することが期待できる。</p>	<p>保険業法施行規則第11条第1項第6号、第227条の2第4項、第234条の21の2第2項</p>
12-(5)	保険会社の外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	<p>保険会社の外国における関連法人等に係る子会社等業務範囲規制を緩和する。</p>	<p>(a)規制の現状          保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例を拡大する措置がとられた。しかし、保険会社の外国における子会社等の業務範囲については、国内の子会社等と同様の業務範囲を適用するとの大枠は引き続き維持されている。このため、保険会社が外国の保険会社を関連法人等とする際に、当該法人等の傘下に子会社対象会社でない会社等が存在している場合、当該会社等の株式について原則として概ね5年以内に売却等による処分することを求められる（監督指針Ⅲ-2-2-4（1）（5））。</p> <p>(b)要望理由          保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合は、子会社とする場合と異なり、当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の株式の猶予期間内での処分ができない可能性があり、保険会社の海外展開（外国企業への投資）の制度的な障害になる恐れがある。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果          保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合において、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない会社が存在しているときに限定して、子会社等の業務範囲規制の緩和を行うことで、保険会社の子会社業務範囲規制の全体的な制度趣旨を崩すことなく、保険会社の海外展開を促すというプラスの作用をもたらすことができる。</p>	<p>保険業法第106条、保険業法施行規則第56条、第56条の2、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4（1）（5）</p>
12-(6)	銀行代理業における変更届の届出の見直し	<p>銀行代理業における過剰な変更届出に関する規制（届出事項・届出頻度）を見直し、事務負担を軽減すべきである。</p>	<p>(a)規制の現状          銀行法は、銀行代理業者に対し、子法人・親法人・親法人の子法人をも含め、役員の兼職の状況や業務の種類等に変更が生じた場合には、2週間以内に届けるよう義務付けている。</p> <p>(b)要望理由          許可申請時はやむを得ないとしても、許可を取得した後も、子法人・親法人・親法人の子法人等の広範囲にわたり、社外取締役を含めた役員の兼職の状況や業種等を常に把握することは、相当な事務負担となる。また、銀行代理業者にとって、常にこうした情報を把握することは困難である場合があり、意図せずして届出漏れが生じるリスクがある。</p> <p>さらに、銀行代理業について、子法人・親法人・親法人の子法人等の広範囲にわたり、役員の兼職の状況や業務の種類等を2週間以内に届け出る必要性は必ずしも高くなく、届出事項・届出頻度の規制を緩和したとしても、銀行代理業の業務の健全性に必ずしも大きな影響は生じないと考えられる。</p> <p>よって、銀行代理業者がタイムリーに情報を把握できる範囲を踏まえて過剰な届出事項を減らすとともに、届出頻度を四半期に1度とすることにより、事務負担を軽減すべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果          届出事項を減らし、また、届出の頻度を四半期に1回に変更することによって、事務負担を軽減することにより、銀行代理業に参入する場合の障害を減らすことができ、金融機関と金融関連IT企業の連携・Fin Techの進展にも資するものと考えられる。</p>	<p>銀行法第52条の37、第52条の39、銀行法施行規則第34条の32</p>

12-(7)	投資法人の監督役員の欠格事由の緩和	<p>投資法人の監督役員の欠格事由には、その親族が資産運用会社の親会社若しくは主要株主の使用人又はそれらの子会社の使用人である場合が含まれる。この「使用人」の範囲を、会社法の社外取締役・社外監査役の要件と同様に「重要な使用人」に限定すべきである。</p> <p>また、監督役員が資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等であった者という欠格事由について、同じく会社法に倣い、就任前10年間に限定すべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状 平成26年12月に施行された改正投信法施行規則により、投資法人の監督役員の欠格事由が拡充され、スポンサー企業等と利害関係を有すること等が追加された。これにより、監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等又はそれらの子会社の役員等であることが新たに欠格事由とされた。</p> <p>一方で、平成27年5月に施行された改正会社法において、社外取締役・社外監査役の要件が厳格化されたが、親族については、「株式会社の取締役若しくは支配人その他の『重要な使用人』」の親族である場合に限定して社外要件を満たさないとされた。</p> <p>(b) 要望理由 資産運用会社のスポンサー企業の中には、多数の会社を有するグループの企業も多い。使用人の範囲が限定されない現行の規定では、その該当者が数十万人に上る場合もある。その結果、欠格事由への該当の有無を把握するための資産運用会社及び監督役員の負担が相当重くなっている。また、当該欠格事由の規定は、二親等以内の親族の就業や婚姻、企業再編やM&amp;A等による該当会社の増加により、意図せずして法令違反の状況をもたらしかねない。</p> <p>所属する会社及び関係する資産運用会社・投資法人に与え得る影響力を実務的に考えると、当該使用人が監督役員の親族であった場合でも、投資法人との間で当該使用人の意向に基づく利益相反取引を行う蓋然性は低いと考えられる。</p> <p>以上より、監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の使用人又はそれらの子会社の使用人である場合の「使用人」の範囲を会社法と同様に「重要な使用人」に限定すべきである。併せて、監督役員の人材確保の観点から、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等であった者との欠格事由については、会社法に倣い監督役員就任前10年間に限定すべきである。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 投資法人についての過剰な規制が撤廃されることで、投資法人への参入障壁を低くすることができ、多数の事業者の参入により、不動産投資市場の活性化が期待される。</p>	投資信託及び投資法人に関する法律(投信法)第200条 投信法施行規則第244条
12-(8)	独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止	<p>独占禁止法第9条(一般集中規制)については、人口減少という局面を迎えるわが国において、企業の未来への投資・生産性革命につながる活動を過度に制限・萎縮させざるものであり、廃止すべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状 法第9条では、事業支配力が特定の企業グループに対して過度に集中することを規制している(一般集中規制)。</p> <p>(b) 要望理由 昨今、経済のグローバル化が急速に進み、日本国内の市場においても海外企業が参入して競争が促進されるなど、特定の国内企業グループが過度に集中することにより、支配力を有するような状況ではなくなりつつある。加えて、わが国は「総人口・生産年齢人口の減少」という局面を迎え、大企業であっても市場の変化に対応しながら、事業構造や事業領域を再構築していく必要に迫られている。</p> <p>しかし、日本市場での規模のみに着目して規制を課す一般集中規制により、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下とならない限り、新規分野で競争力を持つことができない弊害が生じている。環境の変化に応じて新しい分野へチャレンジし、事業構造を変えていこうとする企業にとって、当該規制は足かせとなり、デメリットが大きくなっている。</p> <p>平成27年3月31日公表の公正取引委員会「独占禁止法第9条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について」に対しては、市場集中規制等、独占禁止法の他の規制により適切に是正できる旨を昨年度に主張したところであるが、公取委の回答は、市場集中規制や行為規制の規制基準に達しない場合でも日本国内の競争にゆがみが生じる場合がありうるとの見解を、具体的な想定例を明確に示さずに繰り返すものであり、具体的弊害が生じるとは考え難い。</p> <p>また、同様に公取委の回答として、9条ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに法9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではないとの見解が示されているが、本規制が存在することそれ自体により、事業者内における規制抵触可能性の検証や、公取委への事前相談が必要となるなど、事業者の事業活動に制限が加えられていることは事実である。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 したがって、人口減少社会において、日本企業が生き残りをかけた「未来への投資・生産性革命」を実現していくためにも、日本市場での規模のみに着目して規制を課す一般集中規制は、廃止すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法第9条</li> <li>・「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(9条ガイドライン)</li> </ul>
12-(9)	独占禁止法第9条第4項及び9条ガイドラインの改正	<p>独占禁止法第9条4項及び9条ガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」)について、同条(一般集中規制)自体の廃止を求めているところではあるが、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。</p> <p>①独占禁止法第9条第4項に基づく報告につき、報告時期、頻度を見直すべきである。</p> <p>報告時期については、「毎事業年度終了の日から3月以内」と設定されているが、時期を柔軟に対応できるようにすべきである。</p> <p>頻度については、例えば前年と資産・事業分野売上に大きく変動のない企業については報告を免除する等の運用を検討すべきである。</p> <p>②9条ガイドライン上の「主要な事業分野」の業種について、一律に日本標準産業分類3桁分類を使用するだけでなく、業種によっては2桁分類の使用も認めなど、実態に合った報告とすべきである。</p> <p>③9条ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に合った報告とすべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状 ①法第9条4項では、総資産額が一定の金額を超える場合、「毎事業年度終了の日から3月以内」に報告することを定めている。 ②9条ガイドラインでは、「主要な事業分野」の業種について、日本標準産業分類3桁分類を用いることを求めている。 ③9条ガイドラインでは、「大規模な会社」の判断基準を一律的な総資産額(単体総資産の額3000億円超の会社)で定めている。</p> <p>(b) 要望理由 ①昨年度の要望に対する公取委の回答として、「これ以上の措置は困難」との見解が示されているが、企業による報告負担のより一層の軽減余地はあると考えられる。法9条4項に基づく報告につき、子会社等における売上再集計作業や数値精査作業は依然として大きな負担となっている。 ②日本標準産業分類は数年に1度しか更新されず、その間に生じた市場の融合や技術革新等により、売上の仕分けが困難なケースが多数存在している(例:情報サービス業におけるクラウドサービス収入等)。そのような業界については2桁分類による報告を認めることにより、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。 ③②と同様、ガイドラインの基準により事業者の事業活動に制限が加えられている。事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではない。仮に資産規模による基準を継続するとしても、例えば一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とする等によって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 ①対象会社の報告にかかる過度な負担を軽減できる。 ②公取委が「主要な事業分野」に関する評価を行う際に、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。 ③実態に即した基準により、新規事業への進出や事業の多角化など、企業活動の活性化が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法第9条第4項</li> <li>・「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(9条ガイドライン)</li> </ul>

12-(10)	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ)について、規制の対象から除外していただきたい。	<p>(a) 規制の現状 独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」ならびに「競争上の問題の発生防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内)。</p> <p>(b) 要望理由 この議決権保有規制については、平成26年4月1日付の公正取引委員会「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然として事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残っている。信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過度の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。 一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。 また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内で株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 要望が実現すれば、事務負担の軽減および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用につながる。</p>	独占禁止法第11条
12-(11)	民事執行法に基づく不動産競売における対面・書面原則の見直し	民事執行法に基づく不動産競売の入札の方法は、入札書を執行官に直接差し出す方法と郵便もしくは信書便により送付する方法に限定されている。また、次順位買受けの申出は、開札期日において執行官に対して行う必要がある。これらを見直し、インターネットを通じて入札を行えるようにしていただきたい。	<p>(a) 規制の現状 民事執行法に基づく不動産競売の売却物件の情報は、インターネット上の「BIT」という不動産競売物件情報サイトで公開されている。しかし、入札の方法は、入札書を執行官に直接差し出す方法と郵便もしくは信書便により送付する方法に限定されている。また、次順位買受けの申出は、開札期日において執行官に対して行う必要がある。このような規制により、一連の手続きをインターネットを通じて行うことができない状況にある。</p> <p>(b) 要望理由 国税徴収法に基づく公売は、10年以上前から民間事業者の提供するシステムを用いてインターネットを通じて入札を行うことが可能となっており、現在まで1000以上の自治体により手続が実施されてきている。全国から簡単に入札に参加できるようになったため、落札率・落札価格が上昇し、税収の増加に繋がっているといわれている。また、民間の創意工夫により構築されたシステムを利用することで、担当者にかかる公売公告・入札者の管理・落札者の決定等の事務手続にかかる工数・負担も軽減され、公売会場の運営も不要となっている。「手間なく」入札に参加できるようになり、人や商品が多く集まる活気あるマーケットの中で活発な取引が行われ、裁判所が関与する形で競売が健全な形で活性化される。これにより、債権者にとってより多くの額の債権回収が期待できる。あわせて、不動産競売に関する事務手続にかかる工数・負担の軽減による、コストの削減も期待できる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 裁判所が関与する形で競売の健全な活性化が実現し、債権者にとってより多くの額の債権回収、不動産競売に関する事務手続にかかる工数・負担の軽減が期待できる。</p>	民事執行法
12-(12)	遠隔監視による高圧ガス製造施設の保安業務の推進	高圧ガス製造施設の区分ごとに常駐させる保安係員の代替として、ITを活用した遠隔監視を認め、人による監視からシステムによる制御というIoT化を進めるべきである。	<p>(a) 規制の現状 製造施設の区分ごとに保安係員を選任し、高圧ガス保安に関する職務を行わせなければならないため、製造を行っている間は保安係員が常駐する形態を取っている。冷凍機械*やLPガスなどでは遠隔監視が認められ普及・促進しているが、高圧ガス施設では認められていないためIT化が促進されない。 *(社)日本経済団体連合会からの規制要望「冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第9条2号の「1日1回の異常点検」に該当することとすべきである。」に対し、「点検方法について、コンピュータ制御等による遠隔操作で行う場合については、遠隔操作を行った場合であっても十分に保安の確保が可能であると証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。」と経産省より回答。(「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの再回答について(平成15年8月11日)参照)</p> <p>(b) 要望理由 高圧ガス施設においても、保安係員と同等以上の水準で遠隔監視による保安が技術的に可能になっている。冷凍機械やLPガスだけでなく、高圧ガス施設においても遠隔監視を保安係員として認め、IT化を促進すべきである。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 保安係員による監視が義務づけられているが、ITを活用することにより省力化して作業効率を高め、監視の精度が高まり、生産性の向上に繋がられる。また、温度や圧力などの蓄積データにより早期異常検知が可能となり、保安水準の向上が期待できる。システム化により他の事業場への展開を推進する。</p>	高圧ガス保安法第二十七条の二

12-(13)	保安講習の受講期限の延長、開催数の増加	<p>高圧ガス保安法に基づき選任する保安係員、保安主任者、保安企画推進員の保安講習を、選任した日から「1年以内」（現行6ヶ月以内）に期限を延ばすべきである。</p> <p>それが困難であれば、eラーニングの活用等、保安講習の開催頻度を増やすことを要望する。</p>	<p>(a)規制の現状 高圧ガス保安法に基づく第一種製造者は、法令上、保安係員、保安主任者、保安企画推進員を選任した日から6ヶ月以内（保安係員、保安主任者は免状の交付から一定期間が過ぎている場合）に初回の保安講習を受けさせることとなっている。保安係員及び保安主任者に任命される者は、過去（3年以上前）に免状を取得しているケースが大半であり、保安受講を受ける必要がある。</p> <p>(b)要望理由 講習が約半年に1回しか開催されておらず、選任時期によっては、6ヶ月以内の受講が難しい（又はできない）ケースが生じている。千葉県保安係員講習は、7月に2回、1月に2回開催される。募集期限は、開催の1ヶ月前～1.5ヶ月前となっている。（他道府県においてもほぼ同時期に開催）。このため6ヶ月以内の受講の機会は、実質1回である。例えばA社の場合、保安係員は、班長及び班長代行、保安主任者は、係長もしくは課長が任命されている。新たに保安係員講習を受ける必要がある人員は、約20名程度/年となっている。担当するプラントによっては定期修理時期と重なること、また他地区講習会でもほぼ同時期の開催となるため、結局は定期修理等の期間中であっても、人員のやりくり、各人の予定変更により受講を行っているのが実態であり、負担が大きい。保安主任者講習及び保安企画推進員についても、開催時期が夏と冬であり、保安講習と同様となっている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 受講機会が増えることにより、要員配置の柔軟性が阻害されている状況を改善できる。</p>	高圧ガス保安法 第27条の2第7項、第27条の3第3項 一般則 第68条、 液石則 第66条、 コンビ則 第27条
12-(14)	超高压ガス設備に使用する材料が従来品と同等以上であることを判定する制度の新設	<p>高圧法ポリエチレンプラントに代表される超高压施設の更新においては、形状や設計条件を変えずに材質のみを変更して設備の更新や部分変更をする場合が多い。</p> <p>こうした場合には、高圧ガス保安協会の検査において、採用材料が従来品と同等以上であることを判定する制度を新設すべきである。</p>	<p>(a)規制の現状 高圧法ポリエチレンプラントに代表される超高压設備（通常100MPa以上）の設置・更新に関しては、経済産業大臣の特別認可（特認）を要する設備として、又は高圧ガス保安協会長の事前評価を要する設備として、高圧ガス保安協会による評価を受けることになっている。この時、高圧ガス保安協会の「超高压ガス設備に関する基準」を全項目評価することが求められる。（6ヶ月オーダー）がかり、また機器メーカーやポリエチレンメーカーの検討と申請書類作成にも膨大な時間がかかっており、国際競争力強化の阻害要因となっている。</p> <p>(b)要望理由 高圧法ポリエチレンプラントの保全の現場では、設備設置時に超高压設備に使用していた材料（AISI4040Hなど）の入手が難しく、形状や設計条件を変えずに材質のみを変更して設備の更新や部分更新をする場合が多い。これは、材料メーカーがより優秀な（強度、組成等において）材料を開発し、販売しているため、従来の材料が入手困難になっているのが一因である。このように、既存設備より優秀な材料を採用した場合においても、前記の通り、全項目評価を行うために、膨大な検討及び書類作成に伴う無駄が生じている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 更新後に使用する材料が従来の材料よりも優秀である場合は『採用材料が従来品と同等以上である』ことを判定することで、全項目を評価することが不要となれば、大幅な時間短縮に繋がり、国際競争力の強化が期待できる。</p>	コンビナート等保安規則 第5条（製造施設に係る技術上の基準）において例示基準に従えない場合の高圧ガス保安協会長の事前評価を必要とする設備、KHK基準としては「超高压ガス設備に関する基準（KHKS0220（2010）」、コンビナート等保安規則第54条、特定設備検査規則 第51条に係る経済産業大臣の特別認可
12-(15)	高圧ガス認定事業所の一体運営（河川等でエリア分けされる場合の部門長の兼務）	<p>高圧ガス保安法に基づく認定事業者として、同一の保安統括者の下で管理されている場合には、河川等でエリア分けされていても、同一部門であれば、部門長が複数地区を兼務することを認めるべきである。</p> <p>（例えば、運転管理部門であれば、第1地区、第2地区、第3地区の運転管理部門長を兼務可能とする。）</p>	<p>(a)規制の現状 高圧ガス保安法に基づく認定事業者は、保安管理部門、設備管理部門、運転管理部門の三部門長を選任しなければならない。告示では、同一の部門長の兼務禁止は定めがないにも関わらず、高圧ガス保安協会による現地審査を受ける際、行政指導に基づき、事業所が河川等で複数の地区にエリア分けされる認定事業所においては、地区ごとに部門長を置くこととされ、兼務が認められない。この結果、地区毎に三部門長を選任しなければならない。</p> <p>(b)要望理由 本来の事業所は、飛び地も全て合わせて同一の事業所としているが、飛び地ごとを事業所とみなして三部門を設置することで、組織、人事、管理、指揮命令系統が複雑かつ煩雑になっている。さらに、近年は携帯やメール等により、遠隔地においても、リアルタイムなコミュニケーションが可能になっており、飛び地ごとに三部門を設置する意義がなくなっている。</p> <p>一方で、類似制度にボイラー開放検査周期認定があるが、河川等でエリア分けされていても一つの事業所とされ、地区分けされていないため地区毎の部門長選任は不要である。</p> <p>(c) 保安管理、設備管理、運転管理の各部門を本来の事業所のもとで統一化できれば、組織や人事管理、指揮命令系統の同一化によるシンプル化、効率化や部門間コミュニケーションの向上、行き違いによるトラブル回避につながるほか、ボイラー開放検査周期認定の運用と同一化を図ることで、事業の効率化が期待できる。</p>	コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）別表第5上欄二、別表第7上欄二の規定に基づき経済産業大臣が定める基準を定める告示、経済産業省告示八十六号（平成17年3月30日） 第十条（体制及び役割等）2項、イ体制（1）、ボイラー及び圧力容器安全規則 第40条第1項及び第75条第1項ただし書に基づき開放検査周期認定（基準第0327003号「ボイラー等の開放検査周期認定要領」）

12-(16)	事業所統合時の自衛消防設備の設置基準の合理化	<p>コンビナートの事業所統合時の自衛消防設備の設置基準について、次の方法を認めるべきである。</p> <p>①消火用屋外給水施設は、コンビナート全体に必要な給水設備能力を求めめるのではなく、事業所内の地区毎に法規制適合を判定できるようにすべきである。</p> <p>②統合後の敷地面積が100万㎡以上となっても、以下を満たすことで、敷地内を4分割した通路配置を行ったものとみなすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合前事業所が、各々、一端が直接公共道路に接している幅員12mの特定通路を保有していること</li> <li>・消防車両が自由に往來することができる連絡を、事業所間の境界線沿いに確保していること</li> <li>・統合前の敷地境界を挟んだそれぞれの事業所の製造施設間距離が12m以上あり、幅員12mの特定通路と同等の機能を持っていること</li> </ul>	<p>(a)規制の現状 コンビナートの事業所を統合する場合、法的には地区が異なっても、地区を合わせて一つの事業所とみなされるが、自衛消防設備の給水栓送液能力設置基準については、それぞれの地区に事業所全体に必要な設備能力が求められている。また、事業所の敷地面積が100万㎡を超える場合、施設地区の配置に関する省令第12条第五号では12m幅員通路にて、敷地を概ね四分割以上にするよう通路を配置することが求められている。</p> <p>(b)要望理由 独立していた事業所が操業後に統合する場合、屋外給水設備は事業所毎に設計思想が異なっているため（給水栓配管の圧力等）、それぞれの事業所の給水栓配管を単純に接続して相互乗り入れすることは困難である。そのため、事業所全体に必要な給水施設が求められる場合、地区毎に必要な設備が大きな事業所に引きずられ過剰負担となる。また、隣接する事業所A(95万㎡)と事業所B(65万㎡)を統合しようとした場合、敷地面積が100万㎡を超えるため、四分割以上への敷地分割規制を受けて、12m幅員の通路を新たに設置することが求められる。このようなケースにおいて、事業所Bには幅員が12m以上（実質幅員14m）あり、敷地を分割する通路を有する一方で、事業所Aは事業所Bよりも敷地面積が大きいものの、敷地内の既存の特定通路は最大で10m幅員の通路しかない。従って、敷地を四分割するために、これらの特定通路を拡幅する必要がある。しかしながら、このような拡幅は、製造施設等の配置上から難しいケースがある。（シート図表1参照）</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 設備投資費用の削減や、既設コンビナートの隣接事業所の合併・統合の促進を図ることができる。</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法 第15条、第16条、石油コンビナート等災害防止法施行令第7条、第8条～第10条、第16条第二項及び第四項、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に等に関する省令第8条、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第12条、行政事例(4) 特定防災施設関係④消火用屋外給水施設の放水能力について</p>
12-(17)	他製造所を通過する配管敷設の特例措置の設置	<p>事業所内で新たに危険物配管を敷設する場合、保有空地内だけでなく、他の製造所等を通して渡らせることも、条件を満たせば、政令23条を適用して実施できるようにすべきである。</p> <p>条件として、消火活動上の問題がないほか、通過製造所等に事故等があった場合においても、当該配管を遮断可能であり、他の製造所等に被害が拡大しないと判断される場合等が想定される。また安全対策としては、通過する製造所の取扱危険物品名、危険物取扱数量に、当該物質を加えるとともに、その製造所に見合った防火設備を設置することで、担保されると考える。</p>	<p>(a)規制の現状 別の製造所等の保有空地を通して他の製造所等へ配管を敷設することは、条件を満たせば認められているが、別の製造所等を通しては認められていない。（シート図表2参照）</p> <p>(b) このため、迂回して配管を通すための土地を工面したり、別途ラックを新設する等が必要になるが、配置に苦慮することがあり、場合によっては起業性を損なっている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 保安距離を確保するために迂回して敷設した場合と比較して、配管ラックの設置費用および距離を短縮できることから、費用削減が見込まれる。</p>	<p>危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第1号二、第2号、同23条、危険物の規制に関する規則13条の5第2号、消防庁通知 消防第40号（平成13年3月29日付）</p>
12-(18)	毒物及び劇物取締法に関する製造業登録、輸入業登録及び専任の毒物劇物取扱責任者設置に関する規制の見直し（天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱う国内メーカーと原子力発電事業者との二重規制の解消）	<p>毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という）においては、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造/輸入する場合、製造業登録/輸入業登録が必要としているが、原子力発電事業者は毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗を持たないことに鑑み、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に劇物にあたる天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱っている国内メーカーとの二重規制を撤廃し、製造業登録を不要とすべき。</li> <li>・自家使用を目的とした当該物質の輸入については、輸入業登録を不要とすべき。</li> </ul> <p>製造業登録又は輸入業登録を不要とすることが難しい場合であっても、毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗を持たない事業者の場合、意味をなさない毒物劇物取扱責任者の設置の撤廃を要望する。</p>	<p>(a)規制の現状 毒劇法第三条において、毒物又は劇物の製造業/輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造/輸入してはならず、登録を受けた場合、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗に専任の毒物劇物取扱責任者を置くことが義務付けられている。</p> <p>(b) 現在、原子力発電所にて使用するウラン燃料を国内で加工するにあたって、原子力発電事業者が自ら使用する目的で海外より天然六フッ化ウランを調達し、国内濃縮事業者にて濃縮を実施した後、濃縮六フッ化ウランを原料として国内加工メーカーに支給し、最終的に完成したウラン燃料を原子力発電事業者が原子力発電所にて受け取っており、その時点からウラン燃料の取り扱いを実施している。一方、濃縮工程で発生した劣化ウラン（ウラン燃料として使用されないウラン）は無償で濃縮事業者に譲渡しており、劇物等の物理的な取り扱い等は全てその所有者である濃縮事業者にて実施している。原子力発電事業者としては、物理的に天然六フッ化ウランや濃縮六フッ化ウランを扱わない中、毒劇法上の製造業登録と輸入業登録を実施しているが、これは実際には当該物質を扱っている濃縮事業者と二重規制とも言える。また、天然六フッ化ウランや濃縮六フッ化ウランが物理的に存在しない発電所に毒物劇物取扱責任者を置くことは過剰な規制である。以上を踏まえ、原子力発電事業者の製造業登録及び輸入業登録を不要とするとともに、毒物劇物取扱責任者の設置も撤廃すべきである。</p> <p>(c) 要望が実現した場合、現実と則していない規制への対応が不要になり、以下の手続き等現行規制対応に要する負担が無くなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業登録及び輸入業登録の更新手続き</li> <li>・毒物劇物取扱責任者の登録</li> <li>・登録事項に変更が生じた際の変更手続き</li> </ul>	<p>毒物及び劇物取締法 第三条、第七条</p>

12-(19)	局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消	<p>労働安全衛生分野では、局所排気装置の性能基準による規制と管理濃度による規制がある。このうち、局所排気装置は、直接屋外排気することや、想定される使用環境において漏洩させないための最低風速が規定されている。</p> <p>一方、技術革新によって、排気の一部を屋内で循環させたり、風速を下げた状態においても、有害物質を健康被害の可能性が低いレベルに抑えることができることが可能となっている。なお、局所排気装置を不要とすることも認められているが、申請許可を得るまでに長期間を要している。</p> <p>そのため、第一管理区分を満たす場合は、局所排気装置の規制をなくし、管理濃度による規制のみとし、二重規制を解消すべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状 有機溶剤中毒予防規則第十五条の二で、局所排気装置の排気を直接外気に向かって開放することが規定されている。また、第十六条では制御風速が規定されている。 第十三条の三により、所轄労働基準監督署長の許可を受けて局所排気装置等を設置しないことも可能であるが、許可を得られるか不確実な段階で新しい技術の導入工事を実施し、効果を検証してから申請する必要がある。設置後も許可を得られるまではこの技術を使用できない。さらに、許可を得られるまで長期間かかるため、新しい技術を導入するための大きな障害となっている。 同様の規制は特定化学物質障害予防規則にもあり、第七条で排気口は屋外に設けられていることが規定されており、第六条の三で装置を設けないことができる場合について規定されている。</p> <p>(b) 要望理由 室内から排気を行うと、同じ量の外気を室内へ導入する必要がある。このとき、外気の温度を室内と同程度まで加熱・冷却する必要があるため、排気が多いほどエネルギーの消費量が増加する。そのため、排気を減らすことが省エネルギーにつながる。局所排気装置は、現在の規制では排気をすべて屋外へ開放する必要があるため、排気中の有害物質を除去する技術があったとしても、清浄化した排気を循環することができない。さらに、制御風速が規定されているため、低風速で有害物質を制御できる技術があったとしても、局所排気装置の風量を削減することができず、外気の導入量を削減することができない。また、局所排気装置の性能基準を満たさない装置を使用する場合、許可を受けるまでの期間が障害となる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 排気の一部を室内へ循環することが可能になると、局所排気装置に有害物質の除去装置を組み合わせて排気中の有害物質濃度を十分に低くすることで、排気の一部を室内に循環しながら室内は第一管理区分を維持するようなシステムの構築が可能になる。また、制御風速が撤廃されれば、装置の形状などを工夫する余地が生まれるため、技術革新が可能になる。これらの対策技術が新たに構築されると、安全と省エネルギーを両立することが可能となる。これにより、安全を維持するためのコストが下がるため、作業環境を改善する対策技術の導入促進が期待される。</p>	有機溶剤中毒予防規則第十五条の二、第十六条、第十三条の三、特定化学物質障害予防規則第七条、第六条の三
12-(20)	サーバー室の火災報知器設置基準の見直し（超高度感煙感知システムを設置する場合の火災報知器の設置免除）	<p>サーバー室は、機器冷却のために空調 airflow が常時室内を循環し煙を拡散させてしまうため、通常、設置が求められている火災報知器が動作するような事態では既に手遅れとなる。従って、現在では、ファンを内蔵して室内の airflow を強制的に検知器内に吸入し、そこに煙の微粒子が存在するかどうかを確認する「超高度感煙感知システム」を設置するのが一般的である。 火災報知器よりも高性能の「超高度感煙感知システム」を設置する場合には、重複投資を避けるためにも、火災報知器の設置を免除すべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状 「消防法施行規則」第23条及び第24条において、自動火災報知設備の感知器の設置に関する基準が設定されている。また「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」において技術上の規格が定められている。</p> <p>(b) 要望理由 現行の法制下では超高度感煙感知システムは火災報知設備の感知器の設置の対象とはならず、従来の火災検知器を設置することが必須とされている。「日本データセンター協会」の「データセンターファシリティスタンダード」並びに「一般社団法人電子情報技術産業協会」の「情報システム設備の設置ガイド」では、「超高度感煙感知システム」の設置を求めており、同システムの有用性が認められているところである。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 社会におけるICT利用が高まる中で、データセンター市場は成長産業である。通常の火災報知器の設置が不要となるため、事業者はデータセンターにおける重複投資を避けることが可能となり、より安価な構築が可能となる。企業による積極的なクラウド活用等を通じたデータセンターの需要に十分に対応することが可能となり、結果として企業の経営強化に貢献できる。</p>	「消防法施行規則」第23条及び第24条 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」
12-(21)	教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を蓄積したサーバ等へ、教員や児童・生徒が自由にアクセスし、活用できる環境の整備	<p>教育関係者が利活用しやすく、また権利者への適切な対価還元や、教育産業への配慮などのバランスの取れた適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、 (1) 教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等が保存された校内LANサーバや自治体が設置するサーバ等に、教員や児童・生徒が学校からだけでなく家庭からもアクセス可能にするべきである（著作権法第35条1項で認められている「複製」だけでなく、「異時送信」および「共有」も認めるべきである）。 (2) これらの校内サーバ等に蓄積された教材や作品等を、他の教員やクラス等でも使用することを認めるべきである。</p> <p>法改正に伴う運用方法等のガイドライン作成にあたっては、文部科学省指導の下、権利関係者と教育関係者双方の有識者の見解を踏まえることを強く要望する。</p> <p>なお、学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドラインで禁止されている教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内サーバ等に蓄積することは、校内で使用するためのアクセス限定であれば、「授業の過程」を広義に解釈すれば、著作権法35条第1項で認められている事項であることを、文部科学省は学校関係者に広く周知すべきである。</p>	<p>&lt;要望理由&gt; 教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内LANサーバや自治体が設置するサーバ等に保存しても、教員や児童・生徒が学校以外の場所からのアクセスが出来ず、また他の教員やクラスで使用するための共有が出来ないため、教員によるICT活用に制約が生じている。その結果、教員がICTを活用する意欲が高まらず、教員のICT活用指導力の向上が不十分となり、児童・生徒にとっても、ICTを活用した効果的な学びの機会が失われている。 インターネットやテクノロジーの進展により、社会が急速に変化する中、教育現場におけるICT化も進展しつつあり、教育現場の利用実態に即したものとなるよう、関係者で改めて検討すべきである。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を休み時間や家庭学習等も含め利用できるようなると、学びたい時に学ぶことができ、児童・生徒の主体的な学びに資することになる。さらには教員はICT活用意欲があり、そのスキル向上を通じて、ICTを活用した効果的な学びを実現することができ、児童・生徒の資質・能力の育成に繋がる。 また、校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を他の教員やクラス等でも使用できるようになれば、良質な教材や作品等の共有が進み、授業改善が促され、児童・生徒の資質・能力の向上、児童・生徒同士による学び合いにより学びの質の向上に繋がる。さらに利活用が進み各種履歴が蓄積されていけば、データとして分析もでき、さらなる好循環を生むことも期待される。</p>	著作権法第35条

12-(22)	飛行禁止エリアにおける小型無人機の排除権限の民間開放	飛行禁止エリアを飛行する小型無人機を排除する権限について、当該施設の警備に従事する民間事業者（自前で警備に従事する施設管理者や施設管理者の付託を受けた警備事業者を想定）に対しても付与すべきである。	<p>現在、小型無人機等飛行禁止法（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律）第9条に基づき、飛行禁止エリアを飛行する小型無人機等を排除する権限は、警察官、皇宮護衛官、海上保安官などの官憲にのみ認められている。</p> <p>飛行が禁止される対象施設の多くは警察官等の官憲が常駐し警備にあっているが、広大な敷地を有する原子力事業所や、国際会議等で一時的に指定された対象施設の警備には一部民間警備会社が活用されている。</p> <p>小型無人機等により想定されるリスクの性質上、即応性が重要であるため、官憲のみに付与されている小型無人機等の排除権限について、対象施設の警備に従事する民間事業者まで拡大すべきである。</p> <p>要望の実現により、飛行禁止エリアを飛行する小型無人機の迅速な排除が可能になるとともに、今後対象施設が増加した場合にも適切に対応できると考えられる。</p> <p>また、小型無人機の悪用を抑止することで、健全な利活用の促進にもつながる。</p>	小型無人機等飛行禁止法（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律）第9条
12-(23)	工業専用地域を含んだ人口集中地区における無人航空機の飛行制限の見直し	航空法第132条第2号で規定されている、無人航空機の飛行禁止エリアである「人又は家屋の密集している地域」から、工業専用地域を除外すべきである。	<p>航空法第132条第2号により、「人又は家屋の密集している地域」においては、この地域の上空における無人航空機の飛行を原則禁止し、飛行にあたり国土交通大臣の許可を必要としている。航空法施行規則では、この地域を国勢調査の結果による人口集中地区としている。</p> <p>人口集中地区は定義上、都市的傾向の強い基本単位区として人口密度が低い工業地帯も含むよう算出している。その結果、人口密度の低い地域であっても大規模なプラント工場が存在するような工業専用地域の多くが人口集中地区に指定されており、小型無人機の飛行にあたり国交相の許可が必須となる。その場合、作業者ごとに国土交通省航空局担当窓口による個別の精査と調整をした上で、飛行開始予定日の少なくとも10日前（土日・祝日等を除く。）までに、申請書を国土交通本省あてに不備等がない状態で提出することが必要となる。加えて、許可等を得た場合には航空局ホームページで内容を公表する運用を行っている。</p> <p>無人航空機の利活用にあたり、特に広大かつ多様な設備をもつプラントでは、様々な操縦者に多様な用途での飛行を行う必要があるのに対して、現行の規制ではその都度個別精査・調整を国交省の窓口と進める必要があり、関係者の膨大な労力が発生している。</p> <p>工業専用地域に存在する工場等は、人員の立入ならびに施設物件の管理がなされており、その中に不特定の又は家屋が密集していることは考えにくい。さらには、人家の密集地域から離れている、もしくは緩衝地帯が設けられているため、工業専用地域は航空法の主旨とする地表の第三者の安全が担保されている地域である。</p> <p>そこで、無人航空機の飛行禁止エリアである「人又は家屋の密集している地域」から、工業専用地域を除外すべきである。加えて、許可内容の航空局ホームページでの掲載については、掲載内容の粒度や公表時期も含め、事業者の企業秘密の保持の観点にも配慮した適切な運用を求めたい。</p> <p>要望の実現により、無人航空機が本来備えている機動的な運用能力を発揮可能となり、情報化施工による工事の迅速化と品質向上、鉱石原料の現物管理による帯船料削減と物流効率化、建屋や高所設備の点検、港湾設備の保守の高度化を図ることができ、国内製造業の体質強靱化や技術先進性の確保にもつながると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空法第132条第2号</li> <li>・航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第236条の2</li> </ul>
12-(24)	空港内における無人航空機の活用の可能化	航空機等の安全性が確保された場合において、空港内における無人航空機の活用を認めるべきである。	<p>航空法第132条に基づき、空港等で無人航空機を飛行させる場合には国土交通大臣の許可を受ける必要がある。しかしながら、同法第132条の2第3項に基づく規定により、空港内で飛行させる場合は第3者の物から30メートル以上離れて行わなければならない。しかしながら、空港内の駐機スポットや整備スポットは周りにボーディングブリッジや航空機、各種車両が配置されているため、それらから30メートル以上離れて飛行させることは困難であり、実質空港内では無人航空機の飛行は不可能となっている。</p> <p>航空機の整備に必要な航空機部品は、特定の部品庫に保管されており、発着整備の際に必要なに応じて搬送する。しかしながら、空港の敷地が広大であることから搬送に時間を要し、定時性を守れないことがある。また、航空機は非常に大型であり、その上部を点検するには高所作業車を使用する必要があるため、仮に航空機が被置した場合には検査に時間が掛かり、定時に影響を及ぼす。</p> <p>そこで、航空機等の安全性が確保された場合には、空港内で無人航空機の活用を認めるべきである。</p> <p>要望の実現により、航空機部品の輸送や航空機の点検作業が容易になり、定時性の向上による利用者の利便性向上や空港内車両の削減による事業者のコスト削減につながる。また、一次物流拠点である空港において無人航空機が活用されることで、将来的な一般物流の実現に向けた技術発展にも寄与すると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空法第132条</li> <li>・航空法第132条の2第3項</li> </ul>



12-(25)	保育所入所に係る各市区町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化	市区町村毎に提出が求められている保育所入所にかかる証明書（就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等）のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。 本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては①事由（保護者の就労、疾病など）、②区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。 これらの保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行に当たり、従業員の住所地ごとに異なるフォームへ、必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件づつ行いながら、記入する必要がある。こうした作業は、企業側にとって多大な負担となっている。 そこで、フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児と仕事の両立を目指す従業員はさらに増加すると見込まれることから、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、フォームの簡素化・統一化に向けて早急に取り組むべきである。	子ども・子育て支援法 児童福祉法
12-(26)	公共建築物着工前の計画通知に関する審査の民間開放	公共建築物着工前の計画通知に関する審査を民間に開放すべきである。	民間建築物の着工前に行われる建築確認が1999年に民間開放された。現在、16年余りが経過し、その間、審査手法や審査期間など試行錯誤を繰り返し、審査機関の数や審査員の質が充実し、質的にも所要時間的にも適切な審査が行われている。その一方で、公共建築物の着工前の計画通知の審査は従来通り特定行政庁の建築指導課のみ可能となっている。 建設技術が日進月歩で進歩するなか、建築確認の民間開放の結果、特定行政庁の建築確認の審査機会（特に非木造建築物に係る審査機会）が激減したため、適切な審査ができなくなっている。具体的には、特定行政庁が告示で規定される新しい技術を審査できないため、当該部分を民間の指定性能評価機関が審査して評定書を発行している場合がある。特定行政庁の審査は評定書発行後に開始され、さらに評定書内容も審査の対象とするため、全体として長期間の審査となり、結果的に着工時期を大幅に遅らざるを得ない事象が発生している。 進歩する技術に対応するためには、審査者の能力・知識の向上が不可欠であるが、審査機会の少ない特定行政庁では困難である。そこで、計画通知の審査を民間に開放することを要望する。 要望の実現により、公共建築物の着工前審査が適切かつ迅速に実施され、スムーズな着工と竣工、そして運営開始が行われ、経済活動に支障が生じないと考えられる。	建築基準法18条
12-(27)	総合評価落札方式における技術点評価重視のための要件見直し	現在の総合評価落札方式においては、価格点と技術点の評価が同一（価格点：技術点＝1：1）が基本であり、効率や利便性の飛躍的向上に結びつく最新システムの導入（価格点：技術点＝1：3）のためには、一定の要件（※）を満たす必要がある。この点について、全ての要件を満たさなければならない現行規則を改めるべきである。	政府調達において、各省職員等における業務効率化や国民の利便性向上を推進するうえでは、新しい技術をはじめとしたICT技術の導入が効果的である。しかしながら、現在の総合評価落札方式においては、価格点：技術点＝1：1の評価が基本であり、価格点：技術点＝1：3が適用されるのは以下要件の全てに該当し、かつ各省庁の長が認めるものに限定されている。 （※）【要件】 ①システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの ②技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの ③制度・業務の見直し等に伴う頻繁な機能改修を伴うもの ④大規模なプロジェクトで多数の要員への高度な統制力が必要なもの ⑤連携、統合等を伴う情報システムや関係組織が多く存在するもの 現在の総合評価方式において、技術点は基礎点（仕様を満たせば満点）と加点に分割されるため、提案で加点される技術点よりも価格点が全体評価に対するウェイトが大きいと言える。そのため、調達に与える価格割合が大きく、新しい技術を導入することによって得られる効果の最大化の障壁になっていると考えられる。 そこで、業務効率の向上を目指すシステムの構築を可能とするため、技術点を重視する必要がある。そのためには、上記要件を全て満たさなければならない現行規則を改定し、例えばひとつ、または複数の項目に相当し、かつ各省庁の長が認められるものとすべきである。 要望の実現により、技術点の全体評価に対するウェイトが高まり、新しい技術をはじめとした効果的な技術提案の促進につながると考えられる。例えば、SDN、クラウド、サイバーセキュリティ対策、ビッグデータ等の活用により業務効率化及び国民の利便性が向上すると想定される。	「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」 第1 各省各庁の長の定め（財務大臣協議済） 1. 適用範囲

12-(28)	社会保険労務士業との業際整理	<p>社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者でも、同一資本の企業グループ内に限り、他人の求めに応じて第2条に掲げる事務を業として行えるよう規制を緩和すべきである。</p>	<p>昨今のビジネスアウトソーシングあるいはシェアードサービス化の潮流の中で、ある企業の給与計算業務を別の企業が実施するケースが増えている。しかしながら、社会保険関連業務に関しては社会保険労務士法の規制により、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者は受託できない。そのため、給与計算処理と社会保険業務の両方を同一のアウトソースベンダーに委託しようとする場合、当該ベンダーが給与計算処理業務しか受託できず、給与計算処理と一体不可分である社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない状況が存在し、企業にとって非効率な状況となっている。</p> <p>そこで、同一資本の企業グループ内に限り、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者でも、他人の求めに応じて第2条に掲げる事務を業として行えるよう例外的に規制を緩和すべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「対応不可」との回答を得た。資本関係のない企業間での業務委託については、業として有償サービスを提供することに他ならず、「複雑・多岐にわたる労働社会保険関連法令に基づく事務を業として適正に遂行する」専門家を然るべき形で確保するという目的意識からもこの法令要件が必要であると理解しているが、同一企業グループ内でシェアードサービス会社を設ける場合については、完全な他人ではなく、企業内活動という性質を強く帯びているため、当該企業グループ内に限った社会保険業務はその特定企業で担えるようにすべきである。</p> <p>具体的には、親会社のA社に在籍している社会保険担当者は、自社であるA社の社員に関する社会保険業務が無資格で可能であるが、この親会社の資本で専門子会社であるB社が設立され、この同一人物がB社に配置換えされた場合、当該担当者は別法人であるA社の社会保険業務を継続できなくなる。仮に継続するためには、社会保険労務士試験に合格したうえで、開業社労士登録あるいは社労士法人登録をすることが必要となる。逆に言えば、現行法制下においては、単一企業内で無資格の人事・総務の担当者が可能な業務が、同一資本であっても別法人となった瞬間に不可能になるため、企業の利便性は大幅に削がれている。</p> <p>要望の実現により、グループ企業内での資産・人材の有効活用が図れるのみならず、専門部署の組織化による知識の集約、それに伴う更に高いサービスの提供等が可能となる。</p>	社会保険労務士法第27条
12-(29)	埋蔵文化財包蔵地の本発掘調査に係る費用負担の見直し、現状保存指示後の補償措置の明確化	<p>埋蔵文化財包蔵地内における「本発掘調査」の費用を事業者が全額負担する運用を見直すとともに、当該調査後に現状保存を命じられた場合の事業者に対する補償を明確化すべきである。</p> <p>例えば、事業者が負担すべき本発掘調査の費用に上限を設け、上限額を超える費用について国庫負担とする、現状保存を命じられた場合の補償（買取り等）を事前に明確にすることが考えられる。</p>	<p>土木工事等を計画する地域が埋蔵文化財包蔵地内であった場合、まず、現況調査（試掘確認調査）を実施し、その結果に応じて本発掘調査が必要な場合がある。本発掘調査の費用負担について文化財保護法に明確な規定が存在しないにも関わらず、文化財保護法第4条第1項（一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない）を根拠に、「原因者負担が原則」として、事業者が全額を負担する運用がなされており、事業者の負担が大きいの。</p> <p>また、本発掘調査の結果によっては、現状保存を命じられ、已むを得ず事業計画を縮小・断念することがあるが、その場合の補償についての明確な規定が存在しないため、事業の予見可能性が不透明な状況となっている。</p> <p>このため、事業者は投資額の把握や費用面でのリスク評価という面が不明瞭なまま事業計画を進めざるを得ないほか、事業実現の可否（＝土地を自由に使えるのか）すらも本発掘工事の完了まで把握できず、埋蔵文化財包蔵地の活用に躊躇せざるを得ない。</p> <p>そこで、本発掘調査において事業者が費用を全額負担する運用を見直すとともに、現状保存が必要となった場合の事業者への補償（行政による土地買取等）を明確化するなど、事業者に対する負担軽減を要望する。</p> <p>要望の実現により、埋蔵文化財包蔵地の活用・流通が活性化し、結果として調査契機が増え、文化財保護法の目的のひとつである文化財の検出契機増加にもつながることが期待できる。</p>	文化財保護法
12-(30)	騒音規制法における国・自治体間の規制調和	<p>騒音規制法において、非常用発電機が特定設備の対象外である一方、富山県は条例に基づき特定施設の対象としている。地方自治体の上乗せ規制を設ける場合であっても、経済合理性の観点から、事業者負担の適正化を図るべきであり、国は指針等を出すと、自治体に対しては是正を働きかけるべきである。</p>	<p>データセンターに必要な不可欠な非常用発電機はディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>国の法令である騒音規制法施行令では、「著しい騒音を発生する施設」として規制対象となる「特定施設」にディーゼルエンジンは含まれていない。他方、富山県では、「富山県公害防止条例施行細則」の別表1「4 騒音に係る特定施設」の中に「14 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(移動式のもの及び出力が7.5キロワット未満のものを除く。）」とあるため、結果的に非常用発電機が規制対象となっている。</p> <p>非常用発電機はあくまで「非常用」であり、常時騒音を発生するものではなく、仮に騒音があっても時間的に限定されるため、騒音規制法の趣旨である「相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行う」には該当しないと考えられる。しかしながら、富山県では条例に基づく規制により、騒音対策を施した非常用発電機を別途設置する必要が生じ、とりわけ広域でビジネスを行う事業者にとって大きなコストアップ要因となっている。</p> <p>地域の実情に応じた規制の必要性は理解するところであるが、他の自治体においても特定施設の対象外となっているものについて、富山県が条例で規制対象に含める行為は不適切である。</p> <p>このように、地方自治体の上乗せ規制を設ける場合であっても、経済合理性の観点から、事業者負担の適正化を図るべきであり、国は指針等を出すなど、自治体に対しては是正を働きかけるべきである。本要望では、騒音規制法の特定施設について規制調和を図ることを要望する。</p> <p>社会におけるIoT利用が高まる中で、データセンター市場は成長産業である。要望の実現により、事業者が自治体ごとの規制に個別に対応するコストが最小化されるとともに、データセンターのより迅速な構築が可能となり、企業による積極的なクラウド活用等を通じたデータセンターの需要が一層高まることが期待できる。結果として、企業の経営強化につながる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法施行令 別表第一</li> <li>・富山県公害防止条例施行細則 別表1</li> </ul>

12-(31)	貨物市場における公平・公正な競争	<p>信書の定義を見直した上で、郵便物の運送と貨物の運送の明確な分離を行い、国民の不便と危険を解消するとともに、貨物市場におけるイコールフットリングを確保すべきである。</p>	<p>郵便法上、信書の送達には日本郵便しか担うことができないため、一般信書便事業は、事実上日本郵便の独占事業となっている。また信書の概念は、同法の定義に基づき総務省が解釈指針を定めているが、その定義があいまいな内容基準（文書の文面）であることから、信書か非信書かは不明確であり、国民は気付かぬうちに郵便法違反の罰則を受ける危険にさらされている。そのため利用者は送付物が信書か否か迷うと、その都度総務省に確認しなければならない。これは総務省の解釈次第で国民が利用できる輸送手段がさらに限定される危険性をはらんでいるばかりか、利用者が罰則を受ける危険のない日本郵便のサービスの利用を促す結果を招いている。</p> <p>さらに、日本郵便は、2016年10月から個人向けに発売するゆうパケットについて、郵便差出箱（郵便ポスト）での荷受けも可能にすると発表した。ゆうパケットは郵便ではなく、日本郵便の提供する貨物運送サービスであるが、本来、郵便ポストは郵便物を投函する差出箱として一般的に認識されているにもかかわらず、このように貨物についても郵便ポストで荷受けできるようにすることは、日本郵便の提供する貨物運送サービスで信書が送達できると誤認されかねない上に、それを防止する術もなく、国民の意図せぬ郵便法違反を今以上に助長することが懸念される。さらにこれは、ユニバーサルサービスたる郵便事業を維持するための資産である郵便ポストを、日本郵便における郵便物以外の貨物運送サービスの拡販に利用するものであって、信書の送達や郵便ポストの使用の独占という郵便事業への優遇を、事実上、日本郵便が行っている貨物運送事業にも拡大するものである。このような貨物市場への侵食は、貨物市場におけるイコールフットリングを阻害し民間の経営努力を妨げるものであり、その結果、既存サービスの向上や新規サービスの開発の促進がなされなくなるなど、長期的には国民の利便性を損なうものである。</p> <p>したがって、国民の不便と危険を解消すべく、信書の定義を内容基準から国民の誰もが容易に判断できる外形基準に改めるとともに、信書送達に関する罰則規定は信書を送達した貨物事業者に限定することが極めて重要であるが、少なくとも、国民が郵便法違反の罰則を受ける可能性のある現状では、国民の意図せぬ郵便法違反を助長することが懸念される郵便ポストの貨物運送サービスへの利用については、これを速やかに中止するなど、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離すべきである。このような郵便物の運送と貨物の運送の明確な分離は、郵便事業への優遇が、事実上、日本郵便が行っている貨物運送事業にも拡大していることによるイコールフットリングの阻害という問題を解決し、貨物市場における公平公正な競争条件を確保、促進することで、国民の利便性向上にもつながるものである。</p>	郵便法第4条、第76条
---------	------------------	--	--	-------------